

特記仕様書

1. 委託件名 平成23年度鐘ヶ淵地区まちづくりにおける効果検証委託

2. 履行場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局市街地整備部企画課

3. 契約期間 契約確定日の翌日から平成24年3月23日まで

4. 資格要件

本委託の受託者(以下「乙」という。)は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 避難シミュレーション解析業務の実績を有すること。

(2) 本委託に用いるシミュレーションは、実証実験等により整合することが確認されていること。

5. 本委託の目的

都では、墨田区と連携して、水戸街道から北側約370mの区間において、補助120号線の道路整備にあわせて沿道の効率的な土地利用を図る「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」を進めている。

本地区のまちづくりについては、都市計画道路の沿道のみならず、後背地の木造住宅密集地域や、鐘ヶ淵通りと交差する鉄道も合わせ、一体のものとして検討していくことが必要である。

本委託は、補助120号線の都市計画道路の整備を進めるうえで不可欠な鐘ヶ淵地区のまちづくりについて、シミュレーションモデルを活用して、防災性の向上効果を定量的に計測することを目的とする。

6. 調査箇所 東京都墨田区墨田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、
東向島四丁目、五丁目及び六丁目、堤通二丁目地内(別紙1のとおり)

7. 委託内容

乙は、以下の委託を遂行するものとする。

(1) 火災延焼による道路閉塞を考慮した避難・救援シミュレーション

東京消防庁所有の火災延焼シミュレーションの解析結果と連携した、火災延焼による道路の閉塞を考慮した避難・救援シミュレーションを作成し、まちづくりの違いによる防災性能を計測する。計測項目は、避難完了時間、被害者数、火災による危険区域の密度と推移、救援活動困難区域の密度と推移、救援車両の到着時間とする。空間データ・避難者データ・各シナリオの設定は、甲と協議した上で定めるものとする。

空間データの設定

調査箇所内の道路ネットワーク、道路と鉄道の構造(平面及び立体)、建物構造(木造・耐火など)、建物階層(2階建てなど)、公園などの施設

避難者データの設定

人数(調査箇所内人口約35,000人)、避難者属性(避難弱者など)、属性別歩行速度

シナリオの設定

・ 発災シナリオ

出火件数、出火地点、風向・風速

・ 避難シナリオ

避難場所、避難経路

・ 対策シナリオ

救援ルートの設定（目的地、出発地）

シミュレーション実行

解析パターン数（15程度）

シミュレーション結果のまとめ

まちづくり毎の各計測項目の比較、人的損失や時間価値を考慮したまちづくりの防災便益の算定

（2）鉄道付属街路の整備による防災機能の向上効果

鉄道の北側に鉄道付属街路を整備した場合における防災機能の向上効果を、防災都市づくり推進計画で設定される延焼遮断帯の形成指標や、火災延焼シミュレーションによる延焼速度遅延・焼け止まり効果から検証する。

鉄道付属街路整備による延焼遮断帯形成の確認

火災延焼シミュレーションによる延焼速度遅延・焼け止まりの確認

鉄道付属街路整備の防災便益の算定

8．総則

- （1）本委託の総則は、原則として、設計委託標準仕様書（土木・造園編）の「第1章 総則」に係る事項を準用する。
- （2）乙は、本委託を実施するに当たり、東京都（以下「甲」という。）と詳細に協議を行い、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。
- （3）協議等を行った場合は、監督員に議事録を提出し、内容の確認を行うものとする。
- （4）本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議によるものとする。
- （5）乙は、委託の内容、成果を甲の承認を得ないで他の者に公表・貸与及び使用してはならないものとする。
- （6）乙は、本委託で知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。

9．業務の報告

本委託の進捗状況等については、定期的に監督員への報告及び調整を行うものとする。また、業務の区切りごとに監督員と内容及び方針等の確認を行うものとする。

10．委託体制

- （1）シミュレーションプログラム及び数値解析に関する専門的な知識、能力、実績を有すること。
- （2）都市防災に関する専門的な知識、能力、実績を有すること。
- （3）本委託に用いるシミュレーションプログラムは、特に以下の点に配慮すること。
群集特性：密集時の群集挙動、踏切遮断時の待機行動等、避難者の特異的な行動を再現すること。
避難者特性：避難者により、歩行速度や経路選択等の設定が可能であること。

11．成果品

成果品は以下のとおりとする。

- （1）委託報告書 A4版 5部、CD-ROM 1部

- (2) 委託報告書【概要版】 A 4 版 5 部、C D - R O M 1 部
- (3) シミュレーション動画 M P E G 規格

12. 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、東京都都市整備局市街地整備部企画課とする。

13. 成果品に対する責任の範囲

乙は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに甲の指示に基づき成果品の修正を行わなければならないものとする。これに要する費用は乙の負担とする。

14. 「東京都個人情報の保護に関する条例」に関する個人情報の取り扱い

甲が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て甲の個人情報であり、甲の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

15. 成果品の帰属等

本委託で得られた成果及び中間成果物についての所有権及び著作権利は、甲に帰属する。

16. 貸与資料

調査にあたっては、次の資料を貸与する。なお、乙は、貸与された図書、資料等を責任もって保管し、業務終了後は速やかに返還するものとする。

- (1) 東京消防庁所有の火災延焼シミュレーション
- (2) 「東京都地理情報システム」が有するデータのうち、調査のために甲が必要と認めたデータ。
- (3) その他、本委託のために甲が必要と認めた資料。

17. 実施計画書の提出

乙は、調査の実施に先立ち、調査の実施計画を作成し、甲の承認を得ること。また、概ね一週間に一回程度、作業状況を報告すること。

18. 主任技術者

乙は、調査に当たり、速やかに主任技術者及びその経歴書を甲に届けること。主任技術者は、調査を行うのに必要な能力と経験を有するものでなければならない。

19. 着手届等

乙は、調査の実施にあたり、速やかに着手届及び工程表を甲に届けること。

20. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 1 2 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 7 0 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証） 粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

21. 支払い方法

支払いは、完了検査後、一括払いとする。

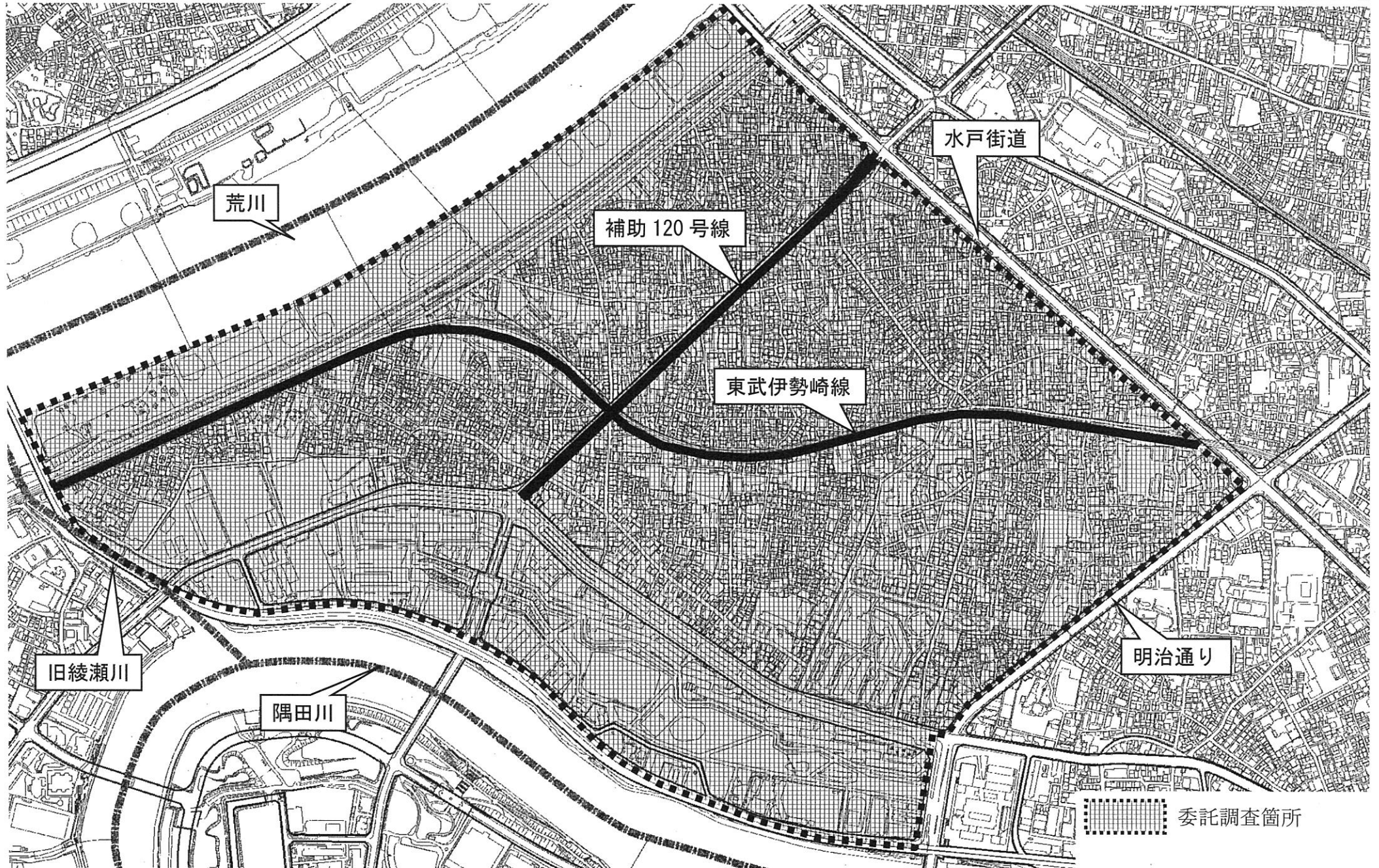
22. 担当部署

東京都都市整備局市街地整備部企画課沿道企画係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

TEL : 03-5320-5129 FAX : 03-5388-1355

鐘ヶ淵地区まちづくりにおける効果検証委託 調査箇所図



電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

東京都(以下「甲」という。)から電子情報処理の委託を受けた受託者(以下「乙」という。)は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

乙は、東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 乙は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びに本特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、甲に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、乙は速やかに変更内容を甲に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 乙は、本契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、(1)の実施状況を書面にし、甲に提出すること。

4 秘密の保持

乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

乙は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

乙は、この契約に基づく業務を処理するため、甲が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報(以下「甲からの貸与品等」という。)を、甲の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

乙は、甲が指示又は承認する場合を除き、甲からの貸与品等(複写及び複製したものを含む。)について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

乙は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a 委託業務を処理する施設等の入退室管理

b 甲からの貸与品等の使用及び保管管理

c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 甲から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 甲からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに甲に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報をすべて消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で甲に報告すること。

(エ) 本特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び甲からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

甲からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて甲の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、甲が機密を要する旨を指定して提示した情報及び甲からの貸与品等に含まれる情報は、すべて甲の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、甲からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、甲から乙に提示した後に乙の責によらないで公知となった情報、及び甲乙による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、乙は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 甲から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を甲に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により甲に申し出て、甲の承諾を得るとともに、甲の立会いのもとで消去を行うこと。

- カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく甲に報告し、甲の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、乙は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、甲に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、甲は必要に応じて乙の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて甲に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 甲の施設内での作業

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たり、甲の施設内で作業を行う必要がある場合には、甲に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 甲は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 乙は、甲の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
- ア 就業規則は、乙の定めるものを適用すること。
 - イ 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 乙の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し甲が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 乙は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
- ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先が本特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、甲が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、乙と同様に、再委託先においても遵守するものとし、乙は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査及び乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 乙は、(1)の規定に基づき、甲から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 甲は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 乙又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、甲は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する乙又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって甲が損害を被った場合には、甲は乙に損害賠償を請求することができる。甲が請求する損害賠償額は、甲が実際に被った損害額とする。

13 瑕疵担保責任

- (1) 契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、乙の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 乙は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で乙が本契約締結以前から有していたか、又は乙が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、乙に留保され、その使用权、改変権を甲に許諾するものとし、甲は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、甲はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、甲の帰責事由による場合を除き、乙の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る甲からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。